

(議事要旨 1) テーマ提言について

(前回までに提案されたテーマ)

のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更

第 54 回企業会計基準諮問会議（2025 年 7 月 11 日開催）で提案されたテーマ「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関し、企業会計基準諮問会議事務局（以下「事務局」という。）から第 56 回企業会計基準諮問会議（2026 年 3 月 13 日開催）後に実施された情報要請に寄せられたコメント及び追加の意見聴取を踏まえた事務局の追加の分析について説明がなされ、審議が行われた。

審議では、多くの企業会計基準諮問会議委員からテーマ提案者を含め、本テーマの議論に対する意見や情報を寄せた利害関係者に対して謝意が示された。また、これまでの意見聴取及び情報収集並びに情報要請に寄せられたコメントに基づいた事務局の分析及びテーマ提言に関する事務局からの提案について、企業会計基準諮問会議委員より主に以下の意見が聞かれた。

- 事務局の提案に基本的に賛同する。特に、のれんの非償却の導入及び償却・非償却の選択適用の導入を ASBJ への提言テーマとしないことに賛同する。

ASBJ に提言する会計基準における償却期間及び償却方法の考え方の明確化に関する検討においては、新たなガイダンス等の導入により、かえって実務上の混乱を招くことがないように、その有用性を慎重に見極める必要があると考える。また、のれん償却前営業利益に関する情報提供のための見直しに関する検討においては、損益計算書の表示を安易に変更するべきではなく、のれんの償却費は現行でも注記されていることから、見直しが利用者にとって有用な情報をもたらすのかについて、十分な議論が必要であると考ええる。

- のれんを一定の期間にわたって償却する現行の枠組みを維持するとの事務局の提案に賛成する。なお、償却期間及び償却方法の考え方の明確化に当たっては、現行の 20 年以内という償却期間の上限を維持することの妥当性についても検討することを想定しているのか確認したい。
- 事務局の提案に基本的に賛同する。のれんの非償却を導入した場合、広範な会計基準への影響が想定されるほか、M&A を実施しない企業にも影響が及ぶ可能性がある。そのため、のれんの非償却の導入については、十分な時間をかけて慎重に議論すべきと考える。また、この 1 年間の議論を通じて、社会的にネガティブな印象を持たれやすい減損を通じてしかのれん残高を減らすことのできない減損のみモデルの方が、償却モデルよりも有用であることを示す十分な証拠は見出せなかったと考える。

一方で、事務局が ASBJ に提言する案のうち、償却期間及び償却方法の課題については非常に難しい問題であるため、デフォルトとなる償却年数を示すことで、過度に保守的又は楽観的な償却期間となることを抑制できる可能性があると考えます。また、のれん償却前営業利益に関する情報提供のための見直しについては、特に個人投資家にとっては、のれん償却前営業利益は EBITDA 等の指標より理解しやすい可能性もあることから、積極的に検討すべきと考えます。

- 事務局の提案に基本的に賛同する。ただし、提案事項のうち、会計基準における償却期間及び償却方法の考え方の明確化については、慎重な検討が必要と考えます。今回の明確化は、のれんの償却を定める企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」（以下「企業結合会計基準」という。）第 32 項そのものを見直す趣旨ではないと理解しているが、新たなガイダンス等を開発・公表した場合には、結果として実務を拘束するおそれがある。償却期間についてデフォルトとなる年数を示した場合、実質的に償却期間がルール化されるおそれのあることを懸念している。業種等によって適切な償却期間は異なり得るため、この点について進展している学術研究も参考に、単一の年数を示すのではなく一定のレンジを示すことも考えられる。また、償却方法については、事務局資料の脚注において例示として過去に米国財務会計基準審議会（FASB）で検討された Evolving model が示されているが、当該モデルは FASB においてのれん償却の再導入が検討された際にも議論されたものの、準備段階と効果の発現段階の区分が困難であり、実務の複雑性を高めるとの懸念から採用には至らなかったと理解している。そのため、当該モデルを前提として議論を進めることが適切かについては、慎重に考えるべきである。
- 事務局の提案に賛同する。本提案に至るまでに透明性の高いプロセスを通じて、利害関係者から幅広い意見が集約され、それを基礎にバランスのとれた分析が行われていると理解している。また、本提案に至った分析過程については、次の 3 つの観点から積極的に情報発信を行うことが有用であると考えます。1 点目は、テーマ提言者へのフィードバックである。会計基準の改善が見込まれるかどうかに関する事務局の判断基準は、多面的かつバランスの取れたものである一方、その内容は専門的で広範に及ぶ。そのため、分析結果や提案に至った理由が十分に伝わるよう、テーマ提言者に対して丁寧なフィードバックを行うことが重要であると考えます。2 点目は、利害関係者への情報発信である。今回のテーマは利害関係者の関心が高いものであることから、会計理論に必ずしも精通していない利用者に対しても、分析の内容や結論に至った考え方が適切に理解されるよう、わかりやすい形で情報発信を行うことが望ましいと考えます。3 点目は、英語による情報発信である。のれんの会計処理は国際的にも長年にわたり議論が続いているテーマであり、今回の分析や検討結果は海外の基準開発主体や利害関係者にとっても参考になると考えられる。そのため、海外の関係者にも内容が適切に伝わるよう、英語による情報発信を行うことが有用であると考えます。様々な制約条件はあると考えますが可能な範囲でご検討いただきたい。

- 事務局の分析及び今後の進め方について同意する。提案事項のうち、会計基準における償却期間及び償却方法の考え方の明確化については、のれんの償却を定める企業結合会計基準第32項を前提とする方針であると理解しているものの、当該基準の開発から相応の期間が経過していることを踏まえると、実態を考慮した検討が必要であると考え。また、無形資産について今回のテーマと切り離して検討することに賛同しており、この分野に関する包括的な会計基準が存在しないことを踏まえ、現状に即した議論が必要であると考え。
- 国際的な整合性の観点から意見を述べたい。事務局の分析では、のれんの非償却よりも償却の方がコスト・ベネフィットの観点から優れているとの見解が示されている。しかし、この場合のコストは、個々の企業における会計実務上のコストではなく、国際的な比較可能性の低下によって生じる日本社会全体の社会的コストを考えるべきであり、それによりコスト・ベネフィットを計るべきと考える。

しかし、のれんの償却・非償却については、それぞれ支持する意見が存在しており、現時点において、のれんの非償却の導入を提言すべき状況にはないと考えられることから、のれんの非償却の導入を提言しないとする事務局の結論には賛同する。また、のれん償却前営業利益に関する情報提供のための見直しについては、現実的な対応の1つと考えており期待している。

- 事務局の提案に賛同する。のれんの非償却の導入については、一部の財務諸表作成者から提案がなされていたものの、公聴会での意見聴取や情報要請の結果を見ると、異なる意見を有する作成者もいる状況であることが分かった。また、財務諸表利用者の意見に着目していたが、非償却を支持しない意見も相応に寄せられたと理解している。会計基準の方向性は意見の数のみによって決まるものではないが、こうした意見収集の結果を踏まえると、現時点でのれんの非償却の導入を提言しないとする事務局の結論に賛同する。

また、のれん償却前営業利益に関する情報提供のための見直しについても賛同する。作成者の立場から見ても、投資家から当該情報に関する説明を求められることがあり、一定の情報ニーズがあると認識しているためである。のれん償却前営業利益に関する情報提供を強制開示とするか任意開示とするかについては、作成者のこれまでの開示実務に加え、利用者の情報ニーズも勘案したうえで、今後、議論を深める必要があると考える。

- 事務局の提案に賛同する。幅広い利害関係者への意見聴取を実施し、多面的な観点から検討が行われた結果、国際的な整合性以外に、現行の償却モデルを見直すに至る十分な根拠は示されなかったものと理解している。そのため、現時点でのれんの非償却の導入を提言しないとする事務局の結論に賛同する。のれん償却前営業利益に関する情報提供のための見直しについて、損益計算書の表示そのものを変更することに対して慎重な検

討を求める意見もあることから、財務諸表利用者の利便性という観点を踏まえ、注記の拡充を含めた対応についても検討することが望ましいと考える。

今回の議論をもって、のれんの会計処理に関する国際的な議論が終了するものではないと理解している。そうした中で、無形資産の会計基準の開発についても、まず無形資産に関する過去の検討状況を整理するという事務局の方針は有益であると考えているため、当該方針に賛同する。

- 事務局の提案の方向性に賛同する。実務上、のれんの償却期間や償却方法を検討する際に、のれんの経済的便益の消費パターンをどのように財務諸表へ反映させることが適切か判断に悩む場面があるため、一定の目線となるものが示されることは有用であると考えている。その際、実務上の制約と恣意的な判断のバランスを十分に考慮した方向性を検討することが望ましいと考える。

また、無形資産について、まず過去の検討状況を整理するという事務局の方向性に賛同する。日本においては、必要に応じて研究開発費の会計基準など個別の論点ごとに基準開発が行われてきたものと理解しているが、近年はテクノロジーの進展に伴い、新たな無形資産に関する会計処理は国際的にも注目されているテーマであることから、今後の検討の方向性を考える前提として、これまでの議論や課題を整理しておくことは重要であると考えている。

- 事務局の提案に賛同する。本件については、9回にわたる公聴会の実施及び情報要請を通じて幅広い関係者の意見が聴取されており、その結果を踏まえた事務局の分析及び判断であると考えている。特に、概念フレームワークの質的特性の観点から、のれんの非償却が現行の償却モデルを上回る有用性を有するとは示されていないこと、また、現行モデルに重大な欠陥が指摘されていないことを示す事務局の分析に同意する。投資家の立場からは、too little, too lateの問題は非常に重要であり、その点も踏まえて事務局の分析結果には同意できると考える。また、幅広い関係者の理解には至っていないことや、日本において現行モデルを変更するだけの説得力のある論拠が見出されていないことについても同意する。そのため、のれんの非償却の導入及び償却・非償却の選択適用の導入をASBJへの提言テーマとしないことに賛同する。

ASBJに提言する事項として示されている、償却期間及び償却方法の考え方の明確化について、企業結合会計基準第32項の適用に資するために実務上の課題に対応していくという事務局の提案について賛同する。また、のれん償却前営業利益に関する情報提供のための見直しについても、投資家として前向きな検討を期待したい。情報提供の方法については、様々な方法が考えられることから、適切な対応を検討することが望ましい。

さらに、本件は長期間にわたり幅広い関係者から意見を収集した、非常に充実した内容の分析となっているため、国内の利害関係者に分析結果を発信するだけでなく、現在も国際的にのれんの会計処理に関する議論が継続していることを踏まえ、海外の利害関

係者に対しても積極的に情報発信を行うことが有用であると考える。

- 事務局の提案に賛同する。のれんの償却・非償却については、いずれかのモデルが他方に比べて明確に優れているといえる状況にはないことを改めて認識した。そのため、現行の償却モデルを変更することを正当化するだけの十分な論拠は見出されていないと考える。

ASBJ に提言する事項については、会計基準における償却期間及び償却方法の考え方の明確化、のれん償却前営業利益に関する情報提供のための見直しの両方について難しい論点であると考えている。このうち後者については日本基準と IFRS 会計基準では営業損益の構成要素が異なるため、のれん償却前営業利益の意味合いをどのように考えるかという論点があると考え。しかし、今回収集した意見を通じて把握された現状の課題や基準の改善につながる可能性がある事項として ASBJ において検討を行うことは有益であると考えており、事務局の提案に異論はない。

- 基準開発の要望として、中長期的な措置として、のれんの非償却の導入又は償却・非償却の選択を可能にすること、短期措置としてのれんの償却費の計上区分を営業費用から営業外費用・特別損失に変更することに対して、事務局から一定の方向性が示されており、その提案に賛同する。2026 年度までとなっていた期限の要望についても、提言者のニーズに沿った結論に至れて良かったのではないかと考える。

ASBJ に提言する事項のうち、会計基準における償却期間及び償却方法の考え方の明確化については、企業結合会計基準第 32 項の考え方を前提とし、実務上の課題への対応を図られると判断する場合に、考え方を示す取組みを進めることに賛成する。これは個人的な見解ではあるが、長年監査業務に携わってきた経験を踏まえると、償却期間や償却方法の考え方について、実務上の課題が生じているとの認識は必ずしも持っていないことは申し添えたい。

また、のれん償却前営業利益に関する情報提供のための見直しについても、ASBJ において検討を行った結果、会計基準の改善につながると判断されるのであれば、会計基準の開発を進めるという方向性に賛同する。

- 事務局の提案は、財務諸表の作成者及び利用者の意見や議論を丁寧に分析された結果であり、賛同する。決算短信の参考様式において特定の経営指標の記載をすべての上場会社一律で要求するのであれば、その前提として会計基準を整備すべきと考える。このため、ASBJ に提言する事項のうち、のれん償却前営業利益に関する情報提供のための見直しに賛同する。なお、参考情報ではあるが、現在の決算短信においても、投資家の経営成績の理解に必要な場合には、企業が経営管理上重視している指標（のれん償却前利益等）の任意の記載も可能になっており、実際に EBITDA 等を開示している企業がある。
- のれんの償却・非償却については、モデルの優劣を比較したものではなく、償却モデル

を変更するだけの説得力のある論拠が生じていないということを理解した。事務局はこれまで長い期間かけて丁寧に分析を行ってきたため、これまでの分析を踏まえて ASBJ において前向きに検討していただきたい。

欠席された一名の委員から寄せられた意見について事務局から紹介があった。

- のれんの非償却の導入及び償却・非償却の選択適用の導入を ASBJ への提言テーマとしないことに賛同する。ASBJ に提言する事項のうち、会計基準における償却期間及び償却方法の考え方の明確化については、有償取得のれんと自己創設のれんを混同した意見が見受けられたため、のれんを企業結合時に見積られた時点までに形成された被取得企業ののれん価値が存続する期間にわたって、計画的・規則的に償却することを改めて確認すべきであると考ええる。

また、のれん償却前営業利益に関する情報提供のための見直しについては、のれん償却前営業利益を損益計算書本体で表示することについては慎重な検討を要すると考える。のれん償却前営業利益は、発生主義会計による利益でもなければ、フリー・キャッシュフローでもない、不完全な測定値であり、のれん償却費をコストから除外した水増しした利益を表示することは、概念的な一貫性を欠く損益計算書を生み出すことになると思う。さらに、一定以上の分析能力を持った投資家を想定して会計基準を開発するという会計基準設定主体の役割を前提にすると、のれん償却前営業利益に関する情報提供は当該役割の範囲から外れると考える。

審議の結果、議長より、事務局の提案及び審議で聞かれた意見を踏まえ、委員のコンセンサスが得られたと判断し、事務局の提案のとおりに進めることが発言された。すなわち、(1) 本テーマで提案されたのれんの非償却の導入（選択制）及びのれん償却費の計上区分変更を提言しないこと、また、(2)①検討の過程で聞かれた企業結合会計基準第 32 項の実務上の課題について、会計基準における償却期間及び償却方法の考え方を明らかにすることにより対応が図られるかどうかを検討し、実務上の課題への対応が図られると判断される場合には、当該考え方を示す取組みを進めること、②償却費を営業費用に計上する会計処理の下で、のれん償却前営業利益に関する情報提供のための見直しが会計基準の改善をもたらすかどうかについて検討し、会計基準の改善をもたらすと判断される場合には、会計基準の開発を行うこと、を ASBJ に提言する旨の発言がなされた。

なお、ASBJ への提言にあたり、(2)①及び②に関する事務局の見直しの具体案に賛否が聞かれたことを踏まえて、①については企業結合会計基準第 32 項の適用に資するという観点を基本認識とすること、②については情報提供の見直しについて慎重に検討すること、を要望することとされた。

連結財務諸表における取扱い

第 54 回企業会計基準諮問会議（2025 年 7 月 11 日開催）で提案されたテーマ「連結財務諸表における取扱い」に関し、事務局で分析を継続することとなっており、第 56 回基準諮問会議以降、追加の報告はないことが説明された。

以 上